

【感染防止対策補助金 8万円】の手続き方法等が示されました

- ◆ **対 象** 保険医療機関で新型コロナウイルス感染対策の徹底にかかる費用
- ◆ **金 額** **8万円** (上限)
- ◆ **期 間** 10月1日から12月31日までにかかった費用
- ◆ **申請期間** 11月1日から来年1月31日まで

* 詳しくは、厚生労働省の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金のご案内」及び「Q&A」をご参照ください

* 8万円の根拠とは・・・? これまでの初再診 5 点加算を基に、以下のように考えられた模様です

↓↓

一般的な歯科医院を例として、

1日に20人診療・1ヶ月に25日診療したとすると、50円×20人×25日=1ヶ月で2万5千円

10月～12月の3ヶ月分として、7万5千円⇒**8万円**

重要ポイントをお伝えします!

- ◆ これまでの支払い遅延などを踏まえ、手続きは大幅に簡素化されます
- ◆ **申請は概算（買う予定）ではなく、実際に買ったもの**を申請します
- ◆ **領収書の提出は求められません**が、必ず保管しておいてください
(申請は11月1日からですが、10月分の領収書から適用)
- ◆ **いつもの消耗品（マスク、グローブ、消毒液等）**であれば間違いありません
- ◆ **家賃への充当も OK** です
ただし、感染防止のための待合室拡張など、新規の賃料に限ります
- ◆ 申請方法はネット申請が主ですが、難しい方は別の方法で対応してもらえます
- ◆ 申請は1回だけです

【補助金申請等のお問合せ】

厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター

電話 0120-336-933 (平日 9:30~18:00)

【ご意見・ご要望など】

島村大 国会事務所 電話 03-6550-0415

神奈川事務所 電話 045-306-5500

**引き続き感染拡大防止の徹底と、地域の歯科医療提供体制を守りいただけますよう、
お願い申し上げます**



このたび、厚生労働大臣政務官(厚生)兼
内閣府大臣政務官(ワクチン接種)を拝命いたしました
10月27日のフォーラムでは抱負も語らせていただきます
皆様にお目にかかれることを楽しみにしています！

〈ご参考〉神奈川県内の歯科医師向けに、国の情報、神奈川県をLINEで発信しています
県外の方のご登録も大歓迎です！

